

# 生馬小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条を参照して)

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」とする。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うが、その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく確認することとする。

## 2. いじめ防止のための基本姿勢

「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」という認識の下、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、という強い意識をもち、全校児童が安心して学校生活を送ることができるようにするために、以下のいじめ防止のための基本姿勢を示す。

- ①全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観したり放置したりすることがないように、いじめは許されない行為であることを児童に十分に理解させ、人権を侵害する不当な行為に毅然とした態度で臨み、いじめ防止等について主体的かつ積極的に行動する姿勢を育む。
- ②学校の教育活動全体を通して児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ③児童の様子について、アンテナを高くし、教職員間の情報交換を密にして、児童の変化、いじめの兆候や早期発見につとめ、迅速かつ組織的に対応する。
- ④いじめについて、家庭や地域への認識を広め、協力していじめ問題に対応する。

## 3. いじめの理解

### (1)いじめの構造

- いじめを受けている子・いじめている子・観衆・傍観者が存在する。
- 観衆や傍観者は結果としていじめを助長・承認することになる。
- 見えにくい構造がある。
- いじめを受けている子といじめている子の立場が逆転することがある。

### (2)いじめの態様

冷やかしやからかい 悪口や脅し文句 仲間はずれ・無視 悪ふざけ  
遊ぶふりをしてたたかれたり・蹴られたりする 金品をたかられる  
物を盗まれたり・隠されたり・捨てられたりする  
嫌なことや恥ずかしいことをさせられる 誹謗中傷(落書き等)

### (3)子どもの心理

#### ○いじめられている子の心理

自尊心、親に心配をかけたくない、告げ口したとしての仕返しへの不安からいじめられているということを話さないことが多い。

「自分に原因がある」と捉え、自分の存在を否定する気持ちになることもある。また、いじめによるストレスや不満の解消を他の子に向けることもある。

#### ○いじめている子の心理

深刻さを認識しないで、遊び感覚で行っていることが多い。自分がいじめのターゲットにならないために同調していることもある。いじめられている側にも問題があるといじめ行為を正当化することも多い。

## 4. いじめ防止等の学校の取組

### (1)いじめ防止対策委員会

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭で構成する。
- 年3回開催する。(7月、12月、2月)
- いじめ防止等の取組の具体的方策を計画・実施する。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動についての情報の収集、共有を行う。
- いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。

### (2)未然防止

#### ☆認め合う集団づくり

- ①「認め合い、励まし合って、共に伸びていこうとする仲間づくり」を重点事項にあげ、支持的風土の醸成、グループ活動・話し合い活動による協力、責任を果たす・役立つ自分を感じさせる場の設定など自尊感情や自己肯定感を高める取組を行う。
- ②異学年集団での活動を重視し、思いやりの心や協力する態度の育成に取り組む。

#### ☆人権教育の充実

- ①相手の立場に立って考え、行動する態度を育てる。
- ②自他の良さに気づき、認め合い、助け合う仲間づくりを進める。
- ③人権について正しいものの見方・考え方を育てる。
- ④伝え合い、分かり合うためのコミュニケーション力を培う。

#### ☆道徳の時間

- ①児童の心を揺さぶり(児童が自問し、内省する)、道徳的実践力を養う。

#### ☆授業づくり

- ①わかる、できる喜びを感じさせる授業をめざす。
- ②集団思考の中で、伝え合う活動を通して他者の思いや考えを尊重する態度を育てる。

☆地域の人等とふれあう活動を積極的に行い、人と人との繋がりを尊重する態度や感謝する心の醸成に努める。

☆インターネットを使用する際のモラルを指導する。

☆保護者学級において啓発・研修を行う。

### (3) 早期発見

○複数の教員の目による児童観察

①集会、給食、掃除、委員会活動、学校行事において異学年集団による活動を設定し、担任外の教員が子どもたちと関わり・指導する機会を多くし、違った角度から子どもを見ることができる環境をつくる。

②昼休みにおいても、運動場で子どもと遊ぶなど、子どもたちの様子を気に配る。

③児童が形成するグループやグループ内の人間関係を把握する。

○子どもや学級の様子についての情報交換

①管理職への報告・連絡・相談を適切に行う。

②職員会議において、子どもの様子や学級の様子についての情報交換を行う。

○児童間のトラブル、いたずら等には迅速に対応し、原因を明らかにする。

○保護者との相互連絡

①連絡帳や電話を通して保護者と担任との連絡・情報交換を行う。

②保護者からの連絡で内容に気になることがあったときは管理職への報告・連絡・相談という流れを徹底する。

③子どものサイン発見の啓発を行う。

○地域連携

①学校外の子どもの気になる行動については、学校協議会や校区協議会等で情報交換する。

○アンケート調査(年3回、6月・10月・1月)を活用し、児童の人間関係や学校生活の悩みなどの把握に努める。

○児童や保護者が相談できる信頼関係の構築に努める。

### (4) 早期対応(別紙参照)

○正確な実態把握

・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等を行う。

・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。

・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける

○教育委員会、関係機関との連携を行う。

○児童への指導・支援

・いじめられた児童の保護に努め、不安を取り除く。

・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う。

・「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨む。

・周囲の児童には、傍観はいじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさを理解させる。

○保護者との連携

- ・いじめの事実関係と解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する

○インターネット上の書き込み等によるいじめ

- ・サイトを確認し、記録した上で、当該児童保護者に了解をとり、プロバイザに連絡して削除を要請する。

**(5)教職員研修**

○いじめ問題対応マニュアルを利用した校内研修を行う。(4月)

○アンケートをもとにいじめに関わる児童の言動についての情報交換を行う。

(7月・11月・2月)

○未然防止・早期発見の取組についての評価を行う。

5. 重大事態への対処

**(1)重大事態の意味(法第28条)**

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>◎ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。</li><li>◎ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。</li></ul> |
|---|

※ 「生命、心身または財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受けている児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対処する。

**(2)対応**

○教育委員会に報告。

○調査組織は、いじめ防止対策委員会を母体として、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または利害関係を有しない第三者を加えることとする。

○客観的な事実関係を速やかに調査する。

※いじめ行為が、いつから、だれから、どのような態様で、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、学校・教職員の対応などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

※アンケート実施にあたっては、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明する。

○調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童や保護者に対して説明する。情報の提供は、適時に経過報告を行う。

※関係者(他の児童)の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠ることのないようにすること。

○重大事態が発生した場合、児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、事実に基づかない風評等が流れる場合もあるため、児童や保護者への心のケアに努めるとともに、情報発信や個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## 6. その他

### (1)注意すべき子どもの様子

#### 【保護者】

- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。
- ・急に学校のことを話さなくなった。
- ・朝から体調の不調を訴え、登校をしぶるようになった。
- ・感情の起伏が激しくなり、反抗したり、八つ当たりをしたりするようになった。
- ・傷などを隠すため肌を見せることをいやがる。
- ・一人で部屋で過ごすことが多くなった。
- ・友達からの電話に暗い表情を見せる。
- ・物がなくなったり、壊れたりすることが多くなった。
- ・言葉使いが乱暴になった。
- ・家から金品がなくなる。
- ・「転校したい」と言うようになった。
- ・家で買い与えた物でない物を持っている。
- ・家で与えた以上のお金を持っている。

#### 【教職員】

- ・登校時間が遅れがちになる。
- ・表情が暗く、声が小さくなった。
- ・服装が汚れていたり破れていたりする。
- ・腹痛や頭痛を訴えることが多くなった。
- ・おどおどした様子が見られる。
- ・発表を笑われたり、からかわれたりしている。
- ・グループを作るとき孤立している。
- ・教科書やノートに落書きが見られる。
- ・人目のつかない場所に行くことが多い。
- ・準備や後片付けなど仕事を押しつけられている。
- ・一人で帰ることが多い。
- ・作品展示物や持ち物の破損がたびたび見られる。
- ・物がなくなることたびたびある。
- ・急激な意欲の低下が見られる。